

令和5年度第2回 新潟市子どもの権利推進委員会 会議概要

開催日時	令和5年10月30日（月）午後1時30分～3時10分
会 場	白山会館 2階 胡蝶
出席委員	間委員、石井委員、遠藤委員、太田委員、郷委員、佐々木委員、高橋委員、田口委員、中島委員、原田委員、保苺委員、本田委員、南委員、吉川委員（出席14名）
事務局関係課出席者	こども未来部長、こども政策課長、こども家庭課長、児童相談所長、保育課長、学校支援課長、福祉総務課長、障がい福祉課長、雇用・新潟暮らし推進課長、こころの相談センター所長補佐 広聴相談課長 他 関係課担当者
傍聴者	2名
内 容	<p>【議事】</p> <p>(1) 子どもの権利推進に係る周知・啓発状況について</p> <p>資料1 子どもの権利推進に係る周知・啓発状況</p> <p>○事務局より、資料1に基づき説明を行いました。</p> <p>○委員からは、次の意見がありました。</p> <p>(高橋会長)</p> <p>今ほど、周知・啓発に関して、これまで何をやってきたのか、そしてこれから何をやっていくのかということをお話しいただいたところでは、皆さん、いかがでしょうか。積極的にご発言ください。</p> <p>(吉川委員)</p> <p>今後の予定での取組みということで、昨年度行ったことも関連しまして、ご報告したいと思います。園での様子を通して、私が感じたことを紹介させていただきます。</p> <p>昨年冬、子ども向けの啓発動画を5歳児のクラスの子どもたちに見てもらいました。その中で、ちょうど昨年12月にCAP子どもワークを実行していたということもあり、権利というワードが意識的に子どもの方に向いていたのかもしれない。</p> <p>子どもたちのほうから、動画を見た後に、「権利ってしてもいいことだよね」、「みんなが守ってくれることなんだよね」ということを聞くことができました。</p> <p>権利というワードを理解したりということは難しいのかもしれませんが、小さいうちから伝えていくことが必要なのだなということを実感したことを紹介させていただきました。ありがとうございました。</p>

(高橋会長)

吉川さん、大変ありがとうございました。

5歳の子どもでもそれなりに認知される、その中身がどこまでの理解かというのは少し分からないけれどもということでしたが、大変ありがとうございました。

(中島委員)

10月にこども園、それから保育園の施設長の方々、児童委員の方々に対してそれぞれ1回ずつ、合計2回お話ししたのですけれども、その前に、けっこう私の周りで保育士として働いているスタッフだったり、うちの団体にも保育士を長年していてうちのスタッフになった者、また、ソーシャルワーカーと保育士をやっていて、外部委託業務みたいな形で関わってくれているスタッフがおり、幼稚園の園長をしている友人などもいます。

今、どういうことが現場で課題なのか、このようなことを知りたいというものを、アンケートというか、話をそれぞれに聞いたところ、やはり、保育という文脈の中で、あまり権利として関わることは、先生の中の研修や、資格を取る中でやってこなかったということでした。

今後はもっと積極的に、保育だけではなくて、人権ということでうちも研修していきたい、していく必要があるという話を聞きました。

お話しして聞いてくださった方は、本当に子どもたちに長年寄り添ったり対応してくださっているプロの方だったり、また、ボランティアで委員をしてくださっている方だと思うのですけれども、そういう方に改めて、本当に釈迦に説法状態だったと思うのですけれども、その歴史とかそういうことも踏まえて、なぜ子どもの権利ができたのか、子どもの権利条約の理念とか、その理念を知ったうえで、どのように子どもに関わったらいいのかといった話をさせていただきました。

後でお話を個別に声かけてくださったりしたときに、もっと子どもたちにワークショップをしていきたいという声をいただいたりして、ぜひ、大人自身が今一度、権利の理念とか持っているもの、人権ということを学ぶことは、本当に、私自身も含めて大切だなと思いました。

(高橋会長)

中島さん、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、また、今の場面では発言できなかったのだけれども、これについては言っておきたいということがあったら、後ほどご発言いただくことにしまして、次に進んでまいりたいと思っております。

続いて、議事の2番、子どもの意見表明等に係る取組状況について、事務局からお願いいたします。

(2) 子どもの意見表明等に係る取組状況について①

資料2-1 中学生による意見交換会の実施について

資料2-2 小学生による「にいがた子どもサミット」の実施について

○事務局より、**資料2-1**～**資料2-2**に基づき説明を行いました。

○資料説明後、中学生による意見交換会の実施状況を動画で視聴しました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(高橋会長)

ありがとうございました。やはり、動画はダイレクトに伝わってきます。生徒会の役員の皆さんであるからそうなのかもしれませんが、私の進行よりずっと上手ではないかと思います。

皆さんのほうで、今の事務局からのご説明に関して、ご意見、ご質問等ありましたら、積極的にお願いいたします。

(間委員)

資料2-2にあります、小学生によるにいがた子どもサミットの実施についてお話ししたいと思います。

新潟市小学校研究協議会、先ほども市小研というお話がありましたが、子どもサミットとしては3回目ではありますが、学校支援課長の前で言うのも何なのですけれども、その前から特活部ではずっとこのような児童会が中心になった活動の交流会をしておりました。

それで、以前前は引率の教員が一人付いて、児童会を3、4人連れて行って、児童会まつりはどんなことをしていますか、といった内容を、学校の特色となるような児童会、学級活動の交流をするということが主な目標だったところでした。

今回も、市小研の理事会に私も所属しておりますが、特別活動部からは、最初は子どもサミットを何日にやりますという話があっただけで、テーマについては例年どおり、交流会をやりますということだったので

そして、2回目のときにはテーマを今回から変えてみますということになり、子ども条例について5つの権利のうち、どれを大切にしたいか、というようなテーマが出てきたということで、その経緯について補足させていただきました。

小学生の子どもたちは、今ほどの中学生ほどではないですし、先ほどの上山中学校がやっていたホストの部分、そちらに書いてあるようにファシリテーターと呼ばれるような役割をしていて、議長というよりはファシリテーター、もう少し柔らかくやっているなと思うのですが、児童の意見表明や発表について後押しして、先ほどのように学校ごとに一つの画面で、〇〇小学校さんどうですか、というようなことや、意見について同意されますかとかそういう形で議事が進んだのだなと思っております。

残念ながら、各区3、4校というところで、当校は今回参加しませんでしたし

たが、テーマが変わっただけけれども、交流の目標も変わらなく実施できたし、テーマがより子どもにダイレクトに関係するものになったので、そこに参加した学校では、子どもの権利に関する意識が深まったということで、区の校長会でも報告を受けましたので、こちらでお知らせしておきます。

(高橋会長)

間さん、大変詳しくご報告いただき、ありがとうございました。

普段接しない子どもたちと対話ができたということで、肯定的な評価をしているように思うのですけれども、このときにファシリテーターの役割というのは、恐らく対話を継続させるというか、話を止めさせないというのがファシリテーターの先生方の役割だったと思うのです。

どのようなことに気をつけてやっているとか、このようなことに気をつけてやっていたように見受けられたところがあれば、お願いします。

(間委員)

これに限らず、けっこうファシリテーター的な役割というのは、教員に求められておりました、昔みたいに学級会で〇〇について話し合いましょう、というよりは、みんなに話題を振って、Zoom ですので表情も見えるので、カードとかホワイトボードとかそういうものも上手に使いながら、この方から意見が出そうだなと思ったところに上手に振ってみたり、という状況です。

今回はなかったのですが、普通ですとファシリテーターのときは記録者もおりまして、子どもたちも国語とか総合的な学習のときなどには、議長というよりはファシリテーター的な運営、話し合いを回す子どもと、決まったことについてきちんと記録をしながら、今、どこのことについて話をしていきたいかというところを絞っていく、色分けしていったり囲んだりとか強調していくようなことをしながら、合意のもとに話し合いを進めていくということころを大事にしよう、ということをご指導はしております。

しかし、やはりこういう形で新しい、初めての場面でのことというのは、本当に大人の会議でも難しいと思うので、そこを今回は教員の先生方でサポートをする。特活部の先生方はそのような研修をされていて、上手にサポートをしてくださったのだと思います。

学校全体としても、そういうファシリテーター的なことについては、いろいろところで研修を受けておりますので、そういうことが上手に進められるといいなと思っております。

(高橋会長)

要するにSOSが出せないとか、言葉による表現ができない意見をどうやってすくい取っていくのかというのが、大切になってくるのではないかと日ごろから考えておりましたので、間さんにご発言いただきました。大変あり

がとうございました。

(太田委員)

太田です。よろしくお願いします。中学生は素晴らしいなと思って、Zoomの意見交換を見ていました。

たくさんの意見がここにまとめられていて、**資料2-1**の3ページのテーマ2のところで、全部丸で、四角のところは子どもの意見、質問というか、丸で書かれていて、下の三つが四角になっていて、「どのくらいの力を持っているのかがわからないから知りたい」とか、「内容を示してほしい」とか、「子どもの生活はどのように変わるのか」というのは、子どもからの質問なのだと思うのですけれども、これについてはどのような場所でどのように答えるのか。

その場でそこにいらっしゃる行政の方が答えたのか、あるいは別の方法でこれを答えていく部分があるのか、そういうことがあれば教えてください。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。ここの質問についてなのですが、その場で回答するという形は取っておりません。この意見交換会の場は、すべて基本的には子どもたちだけの中で意見交換がやられていて、これに個別に回答するということは、実はしていません。

ですが、今子ども条例ができて、大人の責務とか、これから救済機関ができていく中で、中学生から質問が出ている部分についても、子ども条例ができたからこそのような取組が実現していくと、このように変わっていくという辺りは、また機会をとらえて示していかなければと思っています。

(高橋会長)

回答ありがとうございました。太田さん、そういうことでよろしいでしょうか。

(南委員)

小須戸中学校の南です。当校では3年生がこの日、参加させていただきまして、ありがとうございました。

今ほどの太田さんの話にも重なるかなと思っているのですが、3ページの一番下の3つ目の四角、「どのように変わるのか」というところです。

私は一つ問題点だなというか、子どもたち自身が乗り越えていかなければいけないかなと思っているのが、テーマ1の、「なぜ子ども条例が策定されたのですか」というところが、実は大事なところだと思います。

私、意見交換会の日には別の出張が入っていたので見られなかったのですが、終わってからこの3年生の子どもたちにどうだったと聞いたら、とても楽しかったですと。どういうところがと聞いたら、普段考えたことな

いことを意見交換できた。

そうなのです。以前、私は、ここに書かれていることは当たり前のことばかりで、あまり意識化しなかったなということ。だからといって大事にしていなくてもいいわけではないのですけれども、これは大切にされるのは当たり前だよねと思っている子どもたちにとっては、改めて私たちは自分の権利として自覚することができたなということで、今回は大変ありがたい行事だったなと思っています。

恐らく、そのことを受けてだと思えるのですけれども、実は明日、この会議に参加した生徒会の子どもたちが、私のところに学校内に自習室を作ってくださいというプレゼンをしに来ます。恐らく、それは、今までの彼らだったら、言ってこないと思うのですけれども、社会に参画する権利とか、よりよい社会を作る権利というところが位置づけられていたので、そのことを自覚することによって、自分たちにも何かができる。それで、とりあえずは、一番実現可能性の高い自習室の創設というものをお願いしてみようというところで、全校生徒からのアンケート、要は現状把握から、そして提案というところを、準備しているということでした。

恐らくこの会議の実施も、子どもの権利条約とか子どもの人権というものが意識されたからこそではないか、と思っています。今回のような小さな取り組みが、自分たちの身近な社会から始まってどんどん広がっていく、最終的には世界を変えることができるのだという経験につながってほしいなど、私はしています。

要は、意外と子どもたちも人権というと、何となく基本的人権といった言葉は知っていますけれども、それが具体的にというと、なかなか自覚化されないところから、やはり今回のような意見交換会を通して、なかなか普段考えない質問をいただいたと思っていますし、深く考える子どもたちになったと思っています。

故に何が言いたいのかというと、今回2回目ですけれども、これからも継続していくことが必要だなと思っていますし、それに伴って、こども政策課の皆様にはまたお手数をかけてしまうことになると思うのですが、学校としては、ぜひこれは継続していただきたいということ、意味はあると思っています。よろしく願いいたします。

ただ、先ほどの相談機関のところ、私たちが考えていかなければいけない課題かなと思っているのが、3ページ一番上の四角です。条例の強制力というか、要は侵害されている状況があって、その後どうしてくれるのですかというところは、けっこう向き合わなければいけないかなというところでは。

恐らくほとんどの生徒にとって、多少自分たちの思いどおりにはならないかもしれないけれども、安全に生きる権利だったりとか、そういう権利が守られた状態で成長していると思うのです。

では、それが守られていないところというのが、このテーマ1(1)の上

から四つ目の丸、児童虐待の増加となってくると、個人的な問題ではなく、これは家庭的な問題ということになってくるので、なかなか相談する機会というところが限られますし、相談しようと思うところまでいけるのかというところが、私は個人的に乗り越えなければいけないところだなと思います。

だからこそ、子どもたちの権利というのは、あなたたちも権利があるのだということを教えていったり知らせていったり、実感させたりというところが、今後求められていくのかなと思いつつ、話を聞かせていただきました。

(高橋会長)

南さん、大変ありがとうございました。

しっかりした子どもたちはさらに意識を深めるというところが1点目の話の肝だったように思いました。

もう一つは、やはり子どもたちが、いわゆる救済機関、相談機関に対してという部分は非常に重要なお指摘なのだろうと思います。

要するに相談した相手がきちんと受け止めてくれて、それを上から目線で「こういうものだよ」というように突っぱねたり、あるいは右から左にリファーしていくというか、児童相談所だと他機関あっせん紹介と言いますが、要するにたらい回しにしたりしない。

相談を受けた人が引き受けるということを示す、ということをしてもらわないと、子どもたちは安心して相談できませんよ、ということなのだろうと思います。

この辺は、しっかりした子どもたちの意見交換の中ではありますけれども、とても大事な指摘をしてくれているのだなと、私も感じました。

南さん、大変ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、引き続き子どもの意見表明等に係る取組状況についてということで、これはアンケートのご説明ということだと思いますが、よろしくお願いいたします。

(2) 子どもの意見表明等に係る取組状況について②

資料2-3 令和5年度子ども向けアンケートの実施概要

資料2-3別紙 令和5年度子ども条例に係る子ども向けアンケート
集計結果

資料2-4 新潟市子ども・子育てキャッチフレーズについて

○事務局より、**資料2-3**～**資料2-4**に基づき説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(高橋会長)

アンケートについてですが、昨年もこのアンケートの有効回答率の高さについて言及したところですが、対象児童数に対して、今回は約8割の回答とい

うことで、大変高い回答率であるということです。

それで、先ほど、事務局も触れられましたけれども、例えば 11 ページ左側の、いわゆる児童虐待を想起させるような質問に対して、特に私が着目したのは「性的にいやなことをされる」が 0.6 パーセントということで、3,000 人の母数に対しての 0.6 パーセントというのは大変なことだと思いました。

さらに、15 ページ左側の「家族の世が多い」というものが 7.6 パーセントという数字は、3,000 人の 7.6 パーセントということを考えると、実は大変な状態にあるのだろうと。このアンケートにおいていろいろなことが浮かび上がってきているのだろうと思いました。

キャッチフレーズについては、大野小学校は力を入れていらっしゃるのかなという感想を持ったところであります。

皆様からご意見、ご質問等、積極的にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(中島委員)

アンケートの結果、ありがとうございました。去年のアンケートの結果がホームページで見られるのですけれども、今年もこれは公表する予定はありますか。

(事務局)

アンケートを含めまして、この委員会の資料はすべて公開させていただきますので、近日中に子どもの権利推進委員会のホームページに資料としても公表いたします。

(中島委員)

ありがとうございました。

(太田委員)

自由回答 10 ページのところ、「相談窓口ができたときに、新潟市に気を付けてほしいことや、期待すること」の自由記述の上から 3 行目ですけれども、「多分本当に何かにとっても困っている人や自ら命を絶ってしまう人はこういう窓口には相談しないと思います」とあります。

本当に子どもの重い言葉だだと思います。それでも相談していいんだよと、相談が大事だよということを伝え続けていかなければならないのだなと思っています。こんなにはっきりと「相談しないと思います」と意見を寄せてくる子どもが、先ほど高橋さんがおっしゃったように、性的にいやなことをされている、あるいはヤングケアラー的な子どもたち、だれに言っても解決するわけではない、どうしようもないのだと思っていたら本当にそうなのだろうと思います。

なので、一人でも多くのそういった相談できないと思い込んでいる子どもたちに、相談していいんだよということが伝わる、そんな相談窓口に、ぜひなってほしいなと思います。

(高橋会長)

太田さん、ありがとうございました。まさに同感です。

私もこの記述を読んだときに、びくっとしたというか、このようなふうな言葉で表現してくる子どもがいるのだなということで、冷たい水を背中にかけてられたような気分になったところです。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、議事を進めさせていただいてよろしいでしょうか。引き続き、議事(3)子ども条例改正案に係るパブリックコメントの結果及び子どもの権利救済に係る検討状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

(3) 子ども条例改正案に係るパブリックコメントの結果及び

子どもの権利救済に係る検討状況について

資料3 子ども条例改正案に係るパブリックコメントの実施結果

資料3別紙 新潟市子ども条例改正案新旧対照表(パブリックコメント用)

資料4 子どもの権利救済に係る検討状況について

○事務局より、**資料3**～**資料4**に基づき説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(高橋会長)

詳しくご説明があったとおり、1点目はどういうパブリックコメントがあつてどのように回答したのかということでありまして、2点目は相談救済機関について、どういう検討状況にあるのかという途中経過の報告と理解してよろしいかと思っております。

特に、救済機関に関しては、事務局からの説明の中でも、予算要求等のいわゆる内部調整を進められているところで、現在皆さんにお伝えできるところはお話しいただいたとおりでありますし、まだできないところもあるというようなことで、皆さんもご理解いただけるとよろしいかなと考えております。

そのうえで、皆さんがこのようなところに期待をしている、このようなところに懸念を持っている、実施に当たってはこういうところも考えてほしいなどにつきまして、ぜひ率直にご意見をいただくと、事務局に対する励ましにもなるのかなと思っております。ぜひ積極的にご発言ください。

(佐々木委員)

佐々木です。勉強不足で大変申し訳ないのですが、他市の先行事例を踏まえ検討しているということですが、24時間アクセスできるような体制に

なるのでしょうか。

例えば、対面相談であれば厳しいものがあると思いますけれども、チャットの相談ですとか、LINEの相談ですとか電話の相談などですと、やはり悩んだりするのは夜だと思うのです。そういった夜の時間帯に何か返すことができるような体制になるのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。24時間での体制という部分に対しましては、他都市の事例なのですけれども、私が確認している限り、24時間での相談体制を確立しているところは、たしかなかったかなと思います。ただ、おっしゃるとおり、そういったチャット機能とかで受け付けることはできるかもしれないとは思っております。

オンラインでの相談も、チャットの先には人が必要なもので、例えば夜にアクセスしたとしても、それへのレスポンスは営業時間内になってしまうとか、そういった対応になってしまうのかなと思っております。

子どもたちからの意見でも24時間対応してほしいというような声もあったので、そういった声も踏まえ検討が必要と思っております。

職員が相談に対応するのはやはり勤務時間内というのが、どうしてもあります。そこは制限されるのですけれども、ICTの技術を使えば何とかできるものがあるかというのは、考えなければならぬと思っております。

(原田委員)

原田です。相談窓口について、少しご意見をさせていただきたいと思えます。

こういう相談窓口を利用する子どもたちは、背景に複雑なものを抱えて、いわゆるアンケートで、ちょっとあれっという問題を答える少数派の子どもたちが利用する可能性が高いのではないかと思います。

その場合、大抵の子どもたちは孤立している場合が多くて、つながる手段すら分からないケースもあるのではないかと考えられます。相談に至る件については、SNSなどデジタルも含めて、携帯電話を持っていない子どもたちも、世帯の状況によってはあるので、SNSでのデジタル以外にもアナログの、手紙とか対話とかを利用した、多方向からのアプローチができるような手段を検討していただきたいと思えます。

そういったことによって、相談からこぼれ落ちることが子どもたちに決して起こらないような体制づくりの構築も、他都市の事例を踏まえながら検討いただき、アンケートにも先ほどありましたけれども、相談しても解決しないと思うからという諦め感を払しょくするような支援体制を検討していただきたいと思っております。

(高橋会長)

原田さん、ありがとうございました。

私も全く同感なのですけれども、何らかの生き辛さを抱えた人たちや、あるいは子どもたちに関わる仕事をしてきた者であれば、原田さんがご指摘されたように、本当にニーズを持つ人たちからはSOSが出てこないということが大きな課題として残るということは、認識しています。

これは事務局のほうでなかなか難しい話だと思いますけれども、もし何か答えられることがあれば、ご回答いただければと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。

最後に会長からも、本当にニーズを持った人からのSOSは出にくいものだということも、どう考えていったらいいのかというのはあるのですけれども、ただ子どもたちから、なるべくいろいろなツールでアクセスができるようにという意見もあり、しっかりと考えていきたいですし、直接子どもたちからSOSが出せない場合などでも、子どもたちの近くにいる、関係する大人の方々から、こういった情報とか心配なことがあるという相談が持ち込まれる場にもなるのかなと思っております。

直接または周りにいる大人からということなども、いろいろな機関と連携することが本当に大切だと思っていますので、そういったアンテナというかチャンネルで、声なき声を拾い上げていけるような機関になるように、準備を進めていきたいと思っています。

(太田委員)

声を上げにくい子どもが本当に多くて、その子どもたちが少しでも何か、自分もこれならできるというものがあるといいなと思うのが一つ。

また、例えば私たちから見れば普通に学校に来ているけれども、しかしその中で困難を抱えていたり、あるいは自分ではなくて、友だちが大変なんだよということを先生に話してくれる子どももたくさんいるわけです。

そうすると、子どもだけでもアクセスしやすい場所に立地するとか、あるいは相談時間も配慮が必要だと思うのです。子どもは中学生であれば4時10分くらいまで学校にいて部活動をやって、それらが終わってから相談するとなると、私たちが一般的に思う勤務時間は子どもも学校にいますので、子どものニーズに合わせて、少し遅い時間、つまり学校が終わって、やっぱりあの子大変だよ、あの子のこと少し相談してみようって、そんなふうになったときにすぐにアクセスできるような方法も検討していただければと思います。

(高橋会長)

太田さん、ありがとうございました。私も今の太田さんのお話を聞いていて思い出したのが、いわゆる言葉で表現することが可能な中学生以上の被虐

待の子どもは複数から聞いた話の中で、自分と同じような状況にいる子どもは雰囲気から分かるのだということです。

特にネグレクトであるとかヤングケアラー的な立場にいるような子どもの状況は、「あの子と話をしたことはないけれども、恐らく同じような状況にあるんだな」というのは、ちょっとした仕草とか匂いとかで感じ取れる、という話を、当事者の子どもから聞いたことがあります。そういう意味からも、太田さんのご指摘も、検討に当たってはぜひ考慮いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(中島委員)

皆さんがおっしゃってくださったことは本当に同感で、いかに弱い立場の子どもたちに相談機関ができましたと、あなたの相談しやすい形で相談してくださいというように言えることが大切なのかなと、このアンケートの結果を見ても思いました。

ですので、学校でチラシを配るのはもちろんなのですが、学校に来ていない子どもたちにどう伝えるのかといったときに、その子どもの名前ではがきを送るとか、もしできるのだったらいいなと思います。

また、小学校だと、SNSとかスマートフォンを持っていない子どももいると思うので、SNSでの通知もとてもいいのですが、子ども向けに、全員に知らせるという意味では、新潟市内のご家庭にポスティングするとか、そういうものもありなのかなと思ったりしているので、ぜひ学校以外の子どもたち、学校に来ていない子どもたちへのアプローチも考えていきたいと思っています。

それで、確認なのですが、これは設置条例というものをこれから作って、その設置条例案が発表されるということなののでしょうか。

(事務局)

条例の改正作業としては、もともと新潟市子ども条例がありますので、第17条で子どもの権利・救済機関を作ることと規定されています。

この第17条から後ろに条文を加筆する形で改正を行いますので、新潟市子ども条例の中に救済機関の規定が設けられる形になります。

(中島委員)

では、設置条例という感じで個別に規定するというよりは、現在の条例の中に救済機関が追加されるという感じなのですね。

(事務局)

おっしゃるとおりです。他の自治体だと、別に設置条例を作るところもありますが、新潟市子ども条例はできたばかりですので、そこに救済機関の規定を追加する形で改正を予定しています。

(高橋会長)

石井さん、専門家として何かあれば。

(石井委員)

建て付けは両方ありうるかなというところなので、いいと思っています。

資料4の最後の3の(5)の児童福祉法の改正対応という話が出ていたのが初耳ではあるのですが、これは施行された場合に、この救済機関の専門員が支援員としての活動を兼ねることがもともと制度上予定されることになるのですか。それとも、事実上兼ねるという扱いで、物理的にここに置きますという程度の話なのでしょうか。どちらでしょうか。

(高橋会長)

非常に難しい質問だと思いますが、事務局のほうでもし答えられる部分があれば。

(事務局)

ご質問、ありがとうございます。この部分、まだ調整中の部分ではあるのですが、児童福祉法の改正の中で何らかの形で子どもの意見をしっかり聞きましょうという、一時保護されている児童の声を聞かなければならないということになっています。そして、それを担うスタッフとして意見を聴取するのが、子どもの権利の救済機関の常駐スタッフとして配置しようとしている子どもの権利の相談・調査専門員、その方にこの一時保護所の子どもたちの声を吸い上げるのを定期的にやってもらうことを想定しています。

通常は、相談窓口に、つまり救済機関にいるのですけれども、児童相談所を訪問する期間が月に1回なのか週に1回なのか、またこれは調整なのですけれども、定期的に児童相談所に行って、そこで意見聴取をして、その声をきちんとまとめて児童相談所にフィードバックするというシステムを考えています。

このようなかたちで、子どもの権利救済機関の相談・調査専門員が、一時保護児童の意見聴取の役割を兼ねるということで記載させていただいている状況です。

(石井委員)

児童福祉法の建て付けでも制度でも、実際、どのような動きをするのかというものが分かっていなくて、児童相談所の手続きの中でこういうところを盛り込みましょうという形で入っているのかなというイメージでもあるのですけれども、そうすると、子どもの救済という意味合いがどこまでこの手続きの中で確保できるのかというところで、やや不透明なところがあります。

子どもの救済機関として、子どもから出た意見を踏まえて動き始めるような契機として、その制度を使うことになるのか、それとも、別途、子どもの意見が出たときは救済機関として意見聴取に向かうのかといったところの制度の建て付けの部分が、今ひとつイメージがつかめなくて、このままでさっとはねてしまっているのかというのは少し不安な部分もあるといえそうです。

(高橋会長)

石井さん、ありがとうございました。恐らく事務局でも、先ほどのお答え以上に踏み込んだことはなかなか答えられない部分が多いのだろうなど、私も勝手に推測しているところです。

石井さんのご懸念、兼ねることが建て付けとして妥当であるのかどうかというところは、システムの土台にかかわる重要な質問になってくるかと思えます。今すぐということではないと思えますので、ある程度お答えができるような準備が整ったら、私に答えていただいてもけっこうなのですが、できれば、直接石井委員にお答えいただくとよろしいのかなと考えております。

ほかにはいかがでしょうか。大事な部分だと思いますので、積極的にご発言ください。

先ほどから意見が言えない子ども、不登校であるとか厳しい状況にある子どものお話があったところですが、おそらく本田さんが関わっていらっしゃる子どもたちは、その典型的な子どもたちだと思います。何かこの辺について、もしご意見があるようであれば、お聞かせいただくとありがたいと思います。

(本田委員)

会長、ありがとうございます。本田です。

やはり、意見がなかなか言えない子どもたちというのは、結局、支援員のほうが意見に気づいてあげなければだめだなということもあるかと思えます。なかなか自分から発信するというのは、やはり難しいところなので、学校の先生だったり関係機関の職員だったりといった方がしっかり聞くという環境を作るということが大切になってくるのかなと思えます。

不登校の子どもも増えてきているというお話を聞くのですけれども、不登校の子どもたちにはどういう救済ができるのかということも、またしっかりと考えていかなければならないと、今お話を聞いて思いました。

今回、小学校で意見交換会ということがなされていたのですけれども、この意見交換会は普通の小学校とかだけで、今後特殊学校などといったところは、意見交換会をやっていく予定はあるのでしょうか。少しお聞きしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。小学生の意見交換会ですが、現状では、そういった予定は聞いておらず、特別支援学校等で実施するということはですね。

今のお話は、そういうところの子どもたち、先ほどから発言できるか、お話しできるかというか、しゃべれるけれども言いたくないという部分もあるでしょうし、なかなか表現が難しい、自分で言葉にして言えないというところと両方あるのかなと思っていたのです。

今のお話のように、どちらかという自分からまとめて悩みとかを言えない方々を対象にイメージされているのかなと思うのですが、そういうところもお話を聞くとすると、先ほど少しお話があったように、普段から関わっている方が代弁するとまでは言わないのですが、気づくという、大人の責務というところに入ってくるのかなと思うのです。

そのやり方というか、このようなことであればできるのではないかというのはありますでしょうか。

(本田委員)

なかなか、意見交換というのは難しいと思います。今もお話があったとおり、意見交換はできないけれども、ではどういった形で、何かその子どもたちが意見を表明できる場が持てるのか、それこそ職員同士が、子どもたちの意見を吸い上げて話し合いをしましょうとか、このような意見が、子どもたちは考えているかな、といったように意見を吸う場というか、定期的に開催されるといいのかなという感じはしています。

(高橋会長)

そのあたりは、非常に難しいところなのだろうと思います。

本田さんが普段ご支援されている重い障がいがある子どもたちは、恐らく周りが感じ取って、それをもしかしたらこういうことなのではないかということ代弁して伝えるということが必要なのだろうと。

ただし、もう一つ考え方があって、例えば重度の知的障がいがありますとか、あるいは重度の脳性麻痺で発音がはっきりしませんというような子どもが、必ず自分では言えないと思い込んでしまうのも危険なのです。経験的には、やり方によってその子どもたちの意思とか意見を、感じたところを引き出すことができるのだろうと思います。詳しくやっていると私と本田さんの対談になってしまうので、そこはやりませんが、そういうこともありうるのかなと考えております。

ほかにはいかがでしょうか。

今日、ご発言されていない遠藤さん、郷さん、保莉さん、田口さん、いかがでしょうか。もしご意見があれば。

(遠藤委員)

遠藤です。人権擁護委員のほうで前にもちらっとお話ししましたが、SOSミニレターが7月に小中学生全員に配布されて、それが戻ってきて、お返事を書く。

また、入れておきますから、もしもっと悩みがあったら教えてねというのでまたそれが戻ってくるという、2回、3回とやり取りする子どももいらっしやるのですが、返すところも学校であったり自宅であったり、選んでもらって返すということもしています。

特別支援学級の子どもが一生懸命、たどたどしくであっても伝えようと思って書いたところに、担任の先生から少し添え文というのでしょうか、説明も加えてくださって、お便りを書いたりということもあります。

やはり、全員に届く、書けば無料で届けられるという、それがあるというのはとても大事なことだと思いますし、ただ今までの皆さんのお話にあったように、それが本当に全員に届いているのかというところで、やはり今一度、我々の側でも学校にお願いしていくというか、それも大事なことなのかなと、改めて思いました。

あと、学校には必ずSOSミニレターが常設されておりまして、いつでも子どもはそれを取って書いて出せるという状況にあります。その辺の周知、なかなか学校によって差があるのが実態ですので、その辺も子どもたちにとっては伝える手段の一つとしてありますから、それが今まで以上に活用できるように、改めて自分の立場としてもやっていきたいと思いました。

(高橋会長)

遠藤さん、SOSミニレターのご紹介、ありがとうございました。

(郷委員)

私もどこで口を挟んでいいのか分からなくて、皆さんのご意見を聞いていました。育成協議会の代表としまして、地域で子どもたちを育てていくところでは、本当に救済が必要な子どももいますし、先ほど太田委員がおっしゃったように、見た目は普通で地域行事に参加してくれて手伝ってくれて、ボランティアもしてくれるという普通の子どもたちも、何か抱えている子どもがいたりするのではないかと思います。

受け止め方の大人の気持ちが、やはり子どもの目線に合うことが大事なのだなというのが、今回のアンケートの自由筆記のところを見ていて、相談所も無駄だとか、大人は子どものためにとっているけれども迷惑だとか、何かそのような意見がちらほら出てくるのを読んでもみますと、まだまだ子どもの目線に下がっていないなと思うのです。

ただ、地域で子どもたちを育てていこうという部分は、私たちが必要だと思う視点は大事ですし、子どもたちが要求している視点も大事だと思うので、その辺りははき違えないように。

そして、子どもからの意見をいつでも聞けるように、地域でも子どもと一

緒にまちづくりを考えると地域づくりを考えるとという事業があります。そこで、子どもたちが一生懸命地域を学んで、どのような地域にしたいかと出てきてくれたときに、やりっぱなしでやっていることがけっこうある。

多いと言うと失礼ですけども、やりましたよ、子どもたちの意見を聞きましたよというところもあるのですが、やはり、それをいくつか実現していくとか、ただ1回聞いただけで実現してくださいというのも地域の側としては難しいので、対話を重ねるとかそのようなことがこれから必要ですし、子どもたちは忙しいので、なかなかそういった会合にお誘いしても出てこられないので、私たちは最近お誘いの文書の中にもQRコードをつけて、出てこられないけれどもこういったことをしてほしいとか、大人にこのようなことを望むようだったら学校のタブレットでQRコードにアクセスして意見を届けてほしい、というようなことも、最近は考えています。

明日はちょうど、市の育成協議会主催の会長と事務局長研修がありますので、また子どもの権利条例について子どもの目線に合わせて考えていこうという話はしていきたいと思っております。

(高橋会長)

郷さん、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。恐らく、子どもが自然に信頼する大人がいるのです。その人には話すのだけれども、ほかの人には、やはり警戒する。

その子どもが全面的に信頼する大人に共通するところを抽出できたらいいなど、昔から思っていますけれども、余計なことを言いました。申し訳ありません。

(保苅委員)

保苅と申します。よろしく申し上げます。

権利の相談とか救済機関のことなのですが、本当に子どもたちが主体的に自分からこれが心配ですというように言うことが、もちろん、それが一番だとは思いますが、けれども、おそらく、そういうことは本当に少ないのではないかと思います。やはり、それを私たち大人がキャッチして、先ほどからその話がとても出ているのですが、そういうキャッチした人が、この権利救済のことを知らなければ、全くそれが伝わらないなどというのはとても感じています。

それを子どもに周知するのも大事だけれども、いろいろな関係機関で、事務局からも先ほどおっしゃっていますけれども、その辺がとても大事になるのではないかと思います。

そういう意味で、私も民生委員をやっていますけれども、明日、それこそ青少年・児童部会という部会の研修会があるので、本当は救済の話はしないつもりだったのですが、ちょっとしたほうがいいよなど思いながら、この会議に出ておりました。

(高橋会長)

保莉さん、ありがとうございます。ぜひ、広報していただきたいと思っております。

(田口委員)

新潟地方法務局の田口です。

皆さんからいろいろご発言いただいているところなのですが、法務局でも人権相談を人権擁護委員と一緒に受けている立場から言いますと、やはり、声なき声をいかにすくい上げていくということがかなり重要だと思っております。

相談しやすい体制整備ですとか、あるいは、それを子どもたちみんなに知っていただく必要もあると、当然思いますので、そういった観点の工夫も必要になってくるかと思えます。

あと、子どもから相談があったときに、いかにそれを実効的な救済につなげるかという観点も、恐らく今回の救済機関には求められているかと思えますので、その観点からも、検討などの視点につながればいいのではないかと思います。

(高橋会長)

田口さん、大変ありがとうございます。

いかがでしょうか。若干、予定していた時間よりオーバーしているところですが、皆さんのほうで何か、これだけはお話ししておきたいということはありませんでしょうか。

ないようであれば、この後、また事務方の皆さんの大変なご努力の必要な部分がたくさんあるかと思いますが、救済機関の条例への追記、そのほか、これからさまざまな作業があるかと思えます。

お体を壊さないように頑張ってくださいことを祈念して、事務局に進行をお返しいたします。